

2023年6月23日

株主各位

株式会社 岡三証券グループ

取締役社長 新 芝 宏 之

第85期定時株主総会その他の電子提供措置事項の一部修正について

2023年5月31日付で電子提供措置を開始いたしました当社「第85期定時株主総会その他の電子提供措置事項」につきまして、記載事項の一部に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

「第85期定時株主総会その他の電子提供措置事項」14頁、15頁、16頁、17頁

【企業結合等に関する事項】

2. 修正内容（修正箇所の下線を付しております。）

14頁

【修正前】

共通支配下の取引等

当社及び当社の連結子会社である岡三にいがた証券株式会社（以下「岡三にいがた証券」）、三晃証券株式会社（以下「三晃証券」）、三縁証券株式会社（以下「三縁証券」）及び岡三ビジネスサービス株式会社（以下「岡三ビジネスサービス」）の5社（以下「対象子会社5社」）は、当社を株式交換完全親会社、対象子会社5社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行いました。

【修正後】

共通支配下の取引等

当社及び当社の連結子会社である岡三興業株式会社（以下「岡三興業」）、岡三にいがた証券株式会社（以下「岡三にいがた証券」）、三晃証券株式会社（以下「三晃証券」）、三縁証券株式会社（以下「三縁証券」）及び岡三ビジネスサービス株式会社（以下「岡三ビジネスサービス」）の5社（以下「対象子会社5社」）は、当社を株式交換完全親会社、対象子会社5社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行いました。

14頁

【修正前】

名称	事業の内容
岡三興業株式会社	不動産業、保険代理店業

【修正後】

名称	事業の内容
岡三興業株式会社	不動産業、保険代理店業等

14頁

【修正前】

(3) 企業結合の法的形式

当社を完全交換親会社とし、対象子会社4社を株式交換完全子会社とする株式交換

【修正後】

(3) 企業結合の法的形式

当社を完全交換親会社とし、対象子会社5社を株式交換完全子会社とする株式交換

15頁

【修正前】

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

【修正後】

4. 非支配株主との取引に係る親会社持分の変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

3,728百万円

5. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

【修正前】

(2) 株式交換比率の算定方法

当社及び対象子会社5社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び対象子会社5社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、TYコンサルティング株式会社（以下「TYC」）を選定いたしました。

また、岡三にいがた証券は、別途、当社及び岡三にいがた証券から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、郡司公認会計士事務所を第三者算定機関に選定いたしました。

TYCは、当社については、当社が、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、評価基準日である2022年8月24日、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値）を採用して算定を行いました。

対象子会社5社については、対象子会社5社が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、その客観性を確保するため、以下の方法により算定を行いました。

【修正後】

(2) 株式交換比率の算定方法

当社及び対象子会社5社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び対象子会社5社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、TYコンサルティング株式会社（以下「TYC」）を選定いたしました。

また、岡三にいがた証券は、別途、当社及び岡三にいがた証券から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、郡司公認会計士事務所を第三者算定機関に選定いたしました。

TYCは、当社については、当社が、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、岡三興業との株式交換の評価基準日である2022年6月28日及びその他4社との株式交換の評価基準日2022年8月24日、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値）を採用して算定を行いました。

対象子会社5社については、対象子会社5社が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、その客観性を確保するため、以下の方法により算定を行いました。

【修正前】

岡三興業

岡三興業については、岡三興業が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、その客観性を確保するために修正簿価純資産法を採用するとともに、比較可能な類似上場会社が存在することから、類似会社比較法を採用して算定を行いました。

当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の岡三興業の普通株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

【修正後】

岡三興業

岡三興業については、岡三興業が非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、その客観性を確保するために修正簿価純資産法を採用するとともに、比較可能な類似上場会社が存在することから、類似会社比較法を採用して算定を行いました。

上記の各評価方法による当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の岡三興業の普通株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

以上